

国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則例の一部を改正する規則例

国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則例（昭和四十七年保発第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「」に関する費用」の下に「、健康保険に係る診療報酬及び出産育児一時金等」を加える。

第二条中「関する診療報酬支払勘定」の下に「、健康保険診療報酬支払勘定」を加える。

第三条第四項を同条第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 健康保険診療報酬支払勘定においては、健康保険に係る診療報酬の支払いのための受入金、都道府県支出金、借入金及び附属雑収入をもってその歳入とし、健康保険に係る診療報酬の支払いのための支出金、借入金の償還金及び利子並びに附属諸費をもってその歳出とする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則例の一部を改正する規則例
新旧対照条文

◎ 国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則例（昭和四十七年保発第四十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別会計）</p> <p>第一条 診療報酬請求書の審査の業務並びに国民健康保険に係る診療報酬、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）に定める公費負担医療（以下「公費負担医療」という。）に関する費用、健康保険に係る診療報酬及び出産育児一時金等の支払の業務（以下「審査支払業務」という。）並びに、レセプト電算処理システムの経費に関する〇〇県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の経理を一般会計と区分して行うため、診療報酬審査支払特別会計を設置する。</p> <p>（勘定区分）</p> <p>第二条 診療報酬審査支払特別会計は、業務勘定並びに国民健康保険診療報酬支払勘定、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定、健康保険診療報酬支払勘定及び出産育児一時金等に関する支払勘定に区分する。</p> <p>（歳入及び歳出）</p>	<p>（特別会計）</p> <p>第一条 診療報酬請求書の審査の業務並びに国民健康保険に係る診療報酬、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）に定める公費負担医療（以下「公費負担医療」という。）に関する費用の支払の業務（以下「審査支払業務」という。）並びに、レセプト電算処理システムの経費に関する〇〇県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の経理を一般会計と区分して行うため、診療報酬審査支払特別会計を設置する。</p> <p>（勘定区分）</p> <p>第二条 診療報酬審査支払特別会計は、業務勘定並びに国民健康保険診療報酬支払勘定、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定及び出産育児一時金等に関する支払勘定に区分する。</p> <p>（歳入及び歳出）</p>

第三条 (略)

2・3 (略)

4 健康保険診療報酬支払勘定においては、健康保険に係る診療報酬の支払いのための受入金、都道府県支出金、借入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、健康保険に係る診療報酬の支払いのための支出金、借入金の償還金及び利子並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

5 (略)

第三条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 (略)